

新潟県細胞検査士会規約

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は新潟県細胞検査士会と称す。

第 2 章 目 的 と 事 業

第 2 条 本会は、会員の細胞診断学的知識技能の研鑽、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- 1) 研究会、セミナー、研修会などの計画と実施
- 2) その他本会が必要と認める事業

第 3 章 会 員

第 4 条 本会は、新潟県内に勤務もしくは在住の細胞検査士 C T (JSC) をもって構成される。

第 5 条 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

第 6 条 会員が下記のいずれかに該当するに至った時は、その資格を失う。

- 1) 会員の死亡または失踪宣告を受けたとき。
- 2) 会員が細胞検査士の資格を失ったとき。
- 3) 第 4 条の会費納入を継続して 2 年以上滞納し、督促に応じない場合。

第 4 章 役 員

第 7 条 本会に下記の役員を置く。

会長 1 名、副会長 1 名、事務局長 1 名、会計 1 名、幹事 若干名。

会長は、会の運営に資するため、必要に応じて顧問を委嘱することができる。
顧問は、会長の諮問並びに役員会に応じ、助言を行うものとする。顧問の任期、人数は、会長が定める。

第 8 条 会長及び副会長、事務局長ならびに幹事の役員は、会員の互選により選出される。総会で選出された役員の任期は 1 年とし、再選は妨げない。

2 役員は役員会を構成し、本会の事業を審議、執行する。

第 5 章 会 議

第 9 条 本会に下記の会議を置く。

- 1) 総会
- 2) 役員会

第 10 条 本会は年 1 回の定時総会のほか、会長の要求または、会員 3 分の 1 以上の要求が有った場合、臨時総会を開催することができる。
総会は、すべての会員により構成され、会長がこれを招集する。

第 11 条 総会は、会員の 4 分の 1 以上の出席により成立し、議決は出席会員の過半数により決する。また可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第 12 条 役員会は、会長、副会長、事務局、会計、及び幹事をもって構成する。
役員会は、最低でも年 1 回以上開催し、この会に関する重要事項を協議決定する。また必要に応じて会長が召集し、臨時役員会を開催することができる。

第 6 章 支 部 機 構

第 13 条 本会は、全県下に会員数に合わせて地区分担を行う。各地区の責任者については、幹事がこれにあたる。

第 7 章 会 計

第 14 条 本会の会費は、当分の間年 1,000 円とする。

第 15 条 この会の事業計画及びこれに伴う予算書は、役員会で承認後、総会で承認する。

第 16 条 この会の事業報告及び収支決算は、役員会の承認後、総会で承認する。

第 17 条 この会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 規 約 の 変 更

第 18 条 この規約の変更は、役員会の決定により行われ、総会の承認を経て発効する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

附則 1. この団体を次の所在地に置く。

950-1104

新潟県新潟市西区寺地 250-7

社会福祉法人恩賜財団済生会支部 新潟県済生会 済生会新潟病院 病理診断科

新潟県細胞検査士会 会長 遠藤 浩之

附則 2 「新潟県細胞検査士会旅費規程」を別途定める。

附則 3 「新潟県細胞検査士会総会および新潟県細胞検査士会主催の研修会等における経費規程」を別途定める。

本規約は昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 63 年 4 月 1 日	規約一部改正
平成 16 年 4 月	規約一部改正
平成 17 年 5 月	規約一部改正
平成 25 年 6 月	規約一部改正
令和 元年 6 月	規約一部改正
令和 4 年 6 月	規約一部改正
令和 7 年 10 月	規約一部改正